鼻炎用点鼻薬の項の２の⑵中「、Ⅳ又はⅥ」を「又はⅣ」に改める。

別表第一の二葛根湯の項の上欄及び別表第一の三葛根湯の項の上欄中「葛根湯」を「葛根湯」に改める。

別表第十三のⅥを削る。

**○厚生労働省告示第百七十七号**

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十八号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表第７の１のハの次に次のように加える。

ニ　基準該当短期入所サービス費

⑴　基準該当短期入所サービス費⑴　757単位

⑵　基準該当短期入所サービス費⑵　231単位

別表第７の１中注12を注14とし、注11を注13とし、注10の次に次のように加える。

11　ニ⑴については、指定障害福祉サービス基準第125条の２に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

12　ニ⑵については、第５の１の注３に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第２条第３項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第４条第１項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当児童デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

別表第７の８の注中「指定短期入所事業所」の下に「又は基準該当短期入所事業所」を加える。

**○国土交通省告示第五百七十一号**

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項の規定に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項に規定する水域を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第七百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

表南鳥島の項の前に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 沖ノ鳥島 | 次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑴に掲げる地点と⑷に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域<br>⑴　北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点<br>⑵　北緯二十度二十五分七秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点<br>⑶　北緯二十度二十五分七秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点<br>⑷　北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点 |

**○国土交通省告示第五百七十二号**

公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定に基づき、公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示（平成二年運輸省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

別表第一東京都の項甲号港湾欄中「南鳥島」の次に「沖ノ鳥島」を加え、別表第二南鳥島の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 沖ノ鳥島 | 次に掲げる地点を順次結んだ線及び⑴に掲げる地点と⑷に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域<br>⑴　北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点<br>⑵　北緯二十度二十五分七秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点<br>⑶　北緯二十度二十五分七秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点<br>⑷　北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点 |

**○国土交通省告示第五百七十三号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条の規定に基づき、装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第二条第五号の二の制動装置 | 第七十八号第三改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |
| 第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置 | 第九十四号改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |

」

を

「

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第二条第五号の二の制動装置 | 第七十八号第三改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |
| 第二条第五号の三の電波障害防止装置 | 第十号第三改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ |  |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |
| 第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の乗員保護装置 | 第九十四号改訂版 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |

」

に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。